

第3章 都市計画マスタープランの実現にむけて

本計画に基づくまちづくりを実現していくためには、都市整備の推進に加え、市民・事業者・行政が連携・協力し、協働によるまちづくりを推進していくことが重要です。

第1節 協働による誰もが活躍できるまちづくりの推進

〈都市計画マスタープランの共有〉

都市計画マスタープランは、都市が目指す将来像、土地利用の方針や都市基盤*の整備方針など、今後10年間で本市が目指すまちづくりの方向性を示すものです。

協働による誰もが活躍できるまちづくりを推進するためには、市民・事業者・行政それぞれで都市計画マスタープランに示されるまちづくりの方向性の共有を図ることが重要です。



〈市民・事業者・行政による役割分担〉

まちづくりの方向性の共有を図った上で、市民・事業者・行政それぞれが“まちづくりの主体”であることを意識し、自らの役割を担いながら、まちづくりに参画することが重要です。

そのような活動が、結果として、誰もが活躍できるまちづくりの推進に繋がっていきます。

まちづくりを推進する上での各主体の役割

■市民の役割■

- まちの一員としての意識の醸成
- まちづくりへの理解や知識を深めるための努力
- 地域や行政によるまちづくり活動への参加

■事業者の役割■

- 目指すべき将来像に向けた都市整備への貢献
- 自らの事業活動を通じた地域の活性化や魅力向上に係るまちづくりへの貢献
- 地域や行政によるまちづくり活動への協力

■行政の役割■

- 目指すまちの方向性の検討と提示
- 都市計画等に係る施策・事業の推進及び調査・研究の実施、情報提供等への取組
- まちづくりに対する意識啓発と活動の支援やコーディネート

ワンポイント	協働と連携の違い
	協働：共通の目的を達成するために、複数の人たちが協力して働くこと。相互作用と言えます。 連携：同じ目的をもつ人同士が繋がって、物事を行うこと。連絡提携と言えます。

第2節 地区まちづくりの推進と支援

1. 地区まちづくりの必要性

本市ではこれまで人口増加を前提とし、都市基盤[※]の整備・充足を重視してきました。特に、自然を感じる良好な住環境を守り続けるため、交野市民の生活環境を守る条例（昭和48年条例第3号）の理念のもと、開発指導要綱に基づいた指導を行った上で、住宅地の開発を進め、それに伴う道路や公園、下水等の都市基盤[※]の整備も一定進展したと言えます。

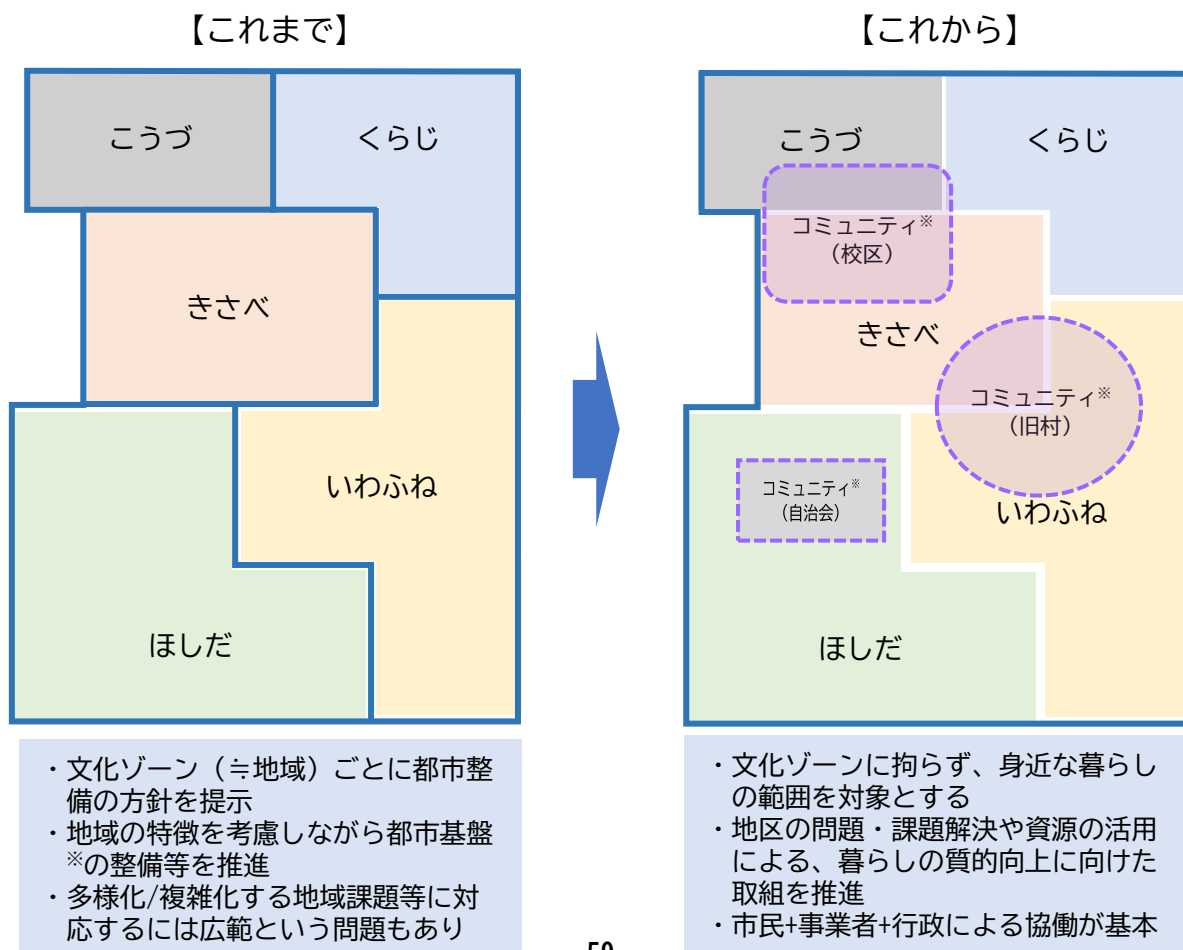
一方、人口減少社会の到来によってまちを取り巻く環境は一変しており、“都市の成長・拡大を前提としたまちづくり”から“多様なライフスタイルや価値観を享受できるまちづくり”を重視する傾向が強まっており、この考え方はコロナ禍を経てさらに広がっています。

そして『共創』の時代を迎えた今、これからの「交野市」は、従来の「まちをつくる」という発想から、市民・事業者・行政が共に手を携えながら「まちを育てる」という発想に転換する時期を迎えたと言えます。

そのため、今後は身近な暮らしの範囲（例えば自治会など）における問題・課題の解決、資源の活用を通じて、暮らしの質的向上を目指す取組（＝地区まちづくり）を進めていきます。

地区まちづくりのイメージ

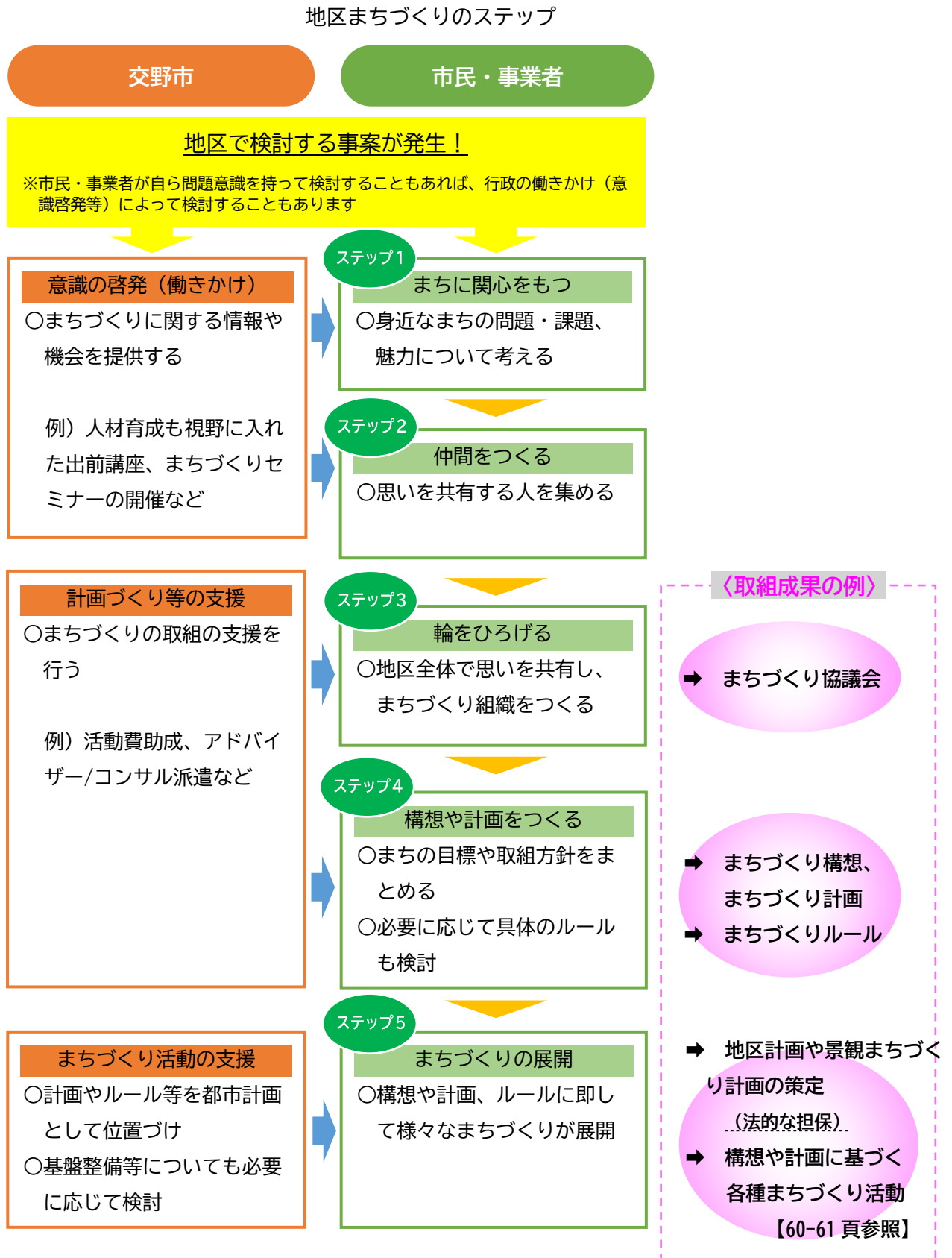
- ・身近な暮らしの範囲（地区住民やそこで活動する人たちが空間的なまとまりを感じられる範囲）を対象とした地区レベルでのまちづくりの取組。
- ・市民や事業者が主体的にまちを良くするための取組を展開、行政は市民や事業者の取組をサポート。（支援体制や制度の充実など）



2. 地区まちづくりの進め方

地区まちづくりの進め方は、大別して以下に示す5つのステップを想定しています。

行政の意識啓発や各種支援を通して、市民・事業者が主体となって、地区の特徴に応じたまちづくりの取組を推進していきます。

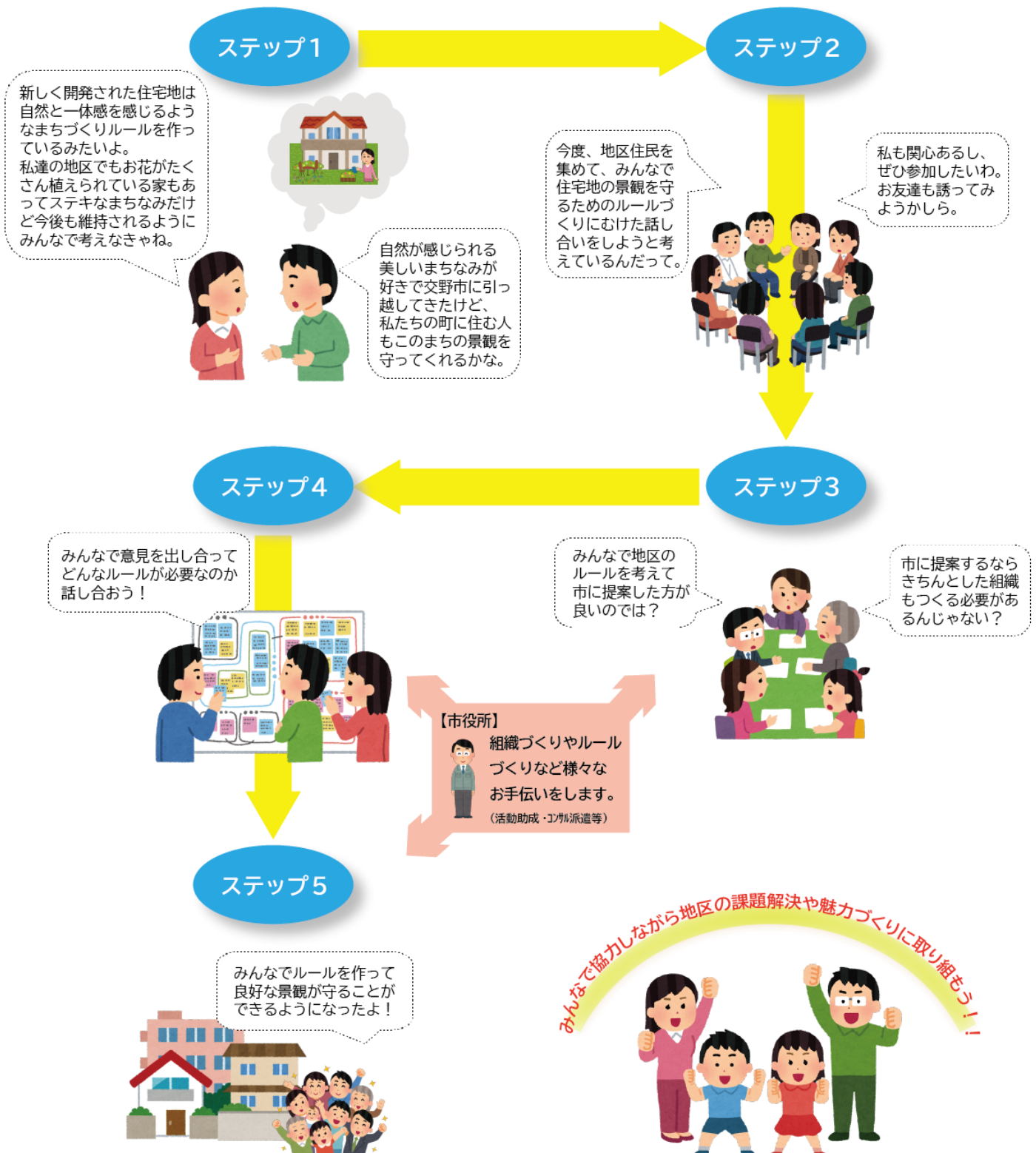


(例示) 地区で話題になった問題

新たな住宅開発では、交野市の自然豊かな特性を活かし、一定の緑化ルールを定め、まちなみに自然を感じる取組を行う地区がみられます。

私たちの暮らす地区においても、今なお交野山からの自然の連なりを感じることができるまちなみが残っていますが、新たに地区内に住まわれる方にも是非、守ってほしいと思います。

私たちにできることを一緒に考えてみましょう。



3. 具体的なまちづくりの展開や効果

地区まちづくりを進めることで、地区の特徴に応じたまちづくりの展開が期待されます。ここでは、その展開や効果のイメージをご紹介します。

- ① 地区計画※や景観協定等による独自ルールによるまちづくり
 - ・地区計画※や景観協定など、地区の特性やまちづくりの方向性に即した地区独自のルールをつくり、活用することで、良好な住環境を守り、育てることができます。



良好な住環境

〈取組の例〉

○松塚地区では、景観まちづくり条例に基づく松塚第三自治会地域まちなみ保全計画を定めると共に、行政と景観まちづくり協定を締結することで、地域と行政が協働し良好な住環境の保全に努められています。

- ② 地区住民による公共施設の維持・管理

- ・地区まちづくり計画やルールの検討・作成プロセスは、地区のコミュニティ※の醸成や愛着を育むことにもつながります。
- ・地区のコミュニティ※の醸成等が進めば、地区住民の主体的な花植えや美化活動はもとより、アドプト制度※の活用による地区主体の道路や公園など身近な公共空間の維持管理に発展することも期待されます。



寺地区の地域美化活動



交野市星友クラブ連合会の美化活動

〈取組の例〉

- 寺地区では、一般財団法人セブン-イレブン記念財団からの環境市民活動助成を活用しながら、ごみのない、緑と花咲く街並みをつくるための活動として、公共性の高い場所で清掃活動や草花の育成を実施されました。
- 交野市星友クラブ連合会では、「ごみゼロの日」「社会奉仕の日」などに、第二京阪国道や府道周辺、また公園など各地域の身近な公共空間のゴミ拾いや草刈りといった清掃を行うなど、良好な住環境づくりに寄与する活動を行っています。

③ 地域の魅力発見／魅力発信などソフトな取組

- ・ 地区の魅力を内外に発信するため、地区住民主体によるまちあるきやワークショップの実施、魅力マップ等の作成を行います。
- ・ これら取組を通して、地区の誇りや愛着が生まれ、若い世代の流入促進、ひいては地区の定住人口の増加につながることも期待されます。



まちあるきの様子



勉強会の様子

〈取組の例〉

- 私部のまちは、終戦後からどのように変遷してきたのか、その延長線上にどのような未来が想定されるのか、関西大学の学生たちとまちあるきや勉強会を通じて、共同研究をし、「私部読本」を作成されました。
- 総合型地域スポーツクラブとは、子どもから高齢者まで（多世代）、スポーツに限らず文化活動などを愛好（多種目）する人々が、それぞれの志向・レベルに合わせて参加できる（多志向）クラブを指します。地域住民により自主的、主体的に運営されるため、単にスポーツ振興に寄与するだけでなく、にぎわい創出や地域課題の解決のツールとしての役割があります。こうしたクラブ設立に向け、検討が進められました。



検討会の様子

参考：市のまちづくりの取組支援

○交野市まちづくり市民提案型事業

- ・近年、市民のライフスタイルや価値観の変化等により、多様な公共サービスの提供が求められることから、行政の視点にない市民活動団体などの発想に基づき、地域課題の解決を図るための事業に対して初期的経費の一部を補助する制度。

【対象団体】

- (ア) 市内に主たる活動拠点がある（NPO法人の場合は登記地が市内にある場合に限る）
- (イ) 原則、1年以上継続して活動している
- (ウ) 構成員が5人以上で、かつ2人以上が市内に在住している
- (エ) 市民団体などの定款又は会則などを設けている

【対象事業】

- ・地域課題を解決するために、新たに取り組む公益性の高いもので、かつ、原則として継続的に実施し、自主的に取り組む事業

【補助内容】

補助率 … 補助対象経費^注の100%
補助限度額 … 20万円

注) 講師謝礼(報償費)や機器類のリース代、会場使用料(使用料及び賃借料)、消耗品や備品購入費など
※飲食経費除く
※備品購入費に関しては補助率25%以内とする。

【過去に採択された事例】

～寺地区における郷土の歴史を語る会～

- ・新たな移住者や若い世代は、とかく自分たちが住む地域の歴史や伝統への関心が薄いといわれている中で、寺地域に多く点在する歴史的資産を活用しながら、その地域の成り立ちを紐解き、地域への関心や郷土愛の醸成につなげるために歴史ウォークラリーや座談会を実施されました。



歴史ウォークラリー



歴史を語る座談会



○交野市外出促進・居場所づくりに係るまちづくり提案型事業

- ・高齢者や障がい者等の居場所づくりと合わせて、その場への行き帰りの移動をサポートする取組といった地域ぐるみで健康づくりや生きがいつくりに対する事業に対して初期的経費等を補助する制度。

【対象団体】

地区（区長を設置する地区）

【対象事業】

- ・地域ぐるみで健康づくりや生きがいつくりに取り組む事業

【補助内容】

補助率 … 補助対象経費^注の 100%

注)備品購入費に関しては補助率 50%とする。

補助限度額 … 20 万円

第3節 都市計画マスタープランに基づくまちづくりの推進

都市計画マスタープランは、土地利用の方針のほか、道路・公園・河川等の都市基盤[※]の整備方針を定めるものであり、行政が主体となって、以下の点に留意しながら、その推進を図ります。

1. 施策や事業の効率的・効果的な推進

都市計画マスタープランは、都市計画や各種施策・事業を推進するに際しての重要な指針となります。

そのため、都市計画マスタープランにおける位置づけや整合性を十分に考慮しながら、費用対効果や優先順位から判断される必要性の可否、民間活力の導入可能性など総合的な事業評価と分析を行い、効率的・効果的な施策や事業を推進します。

2. 広域的な連携・調整

本市は比較的コンパクトな市域であり、鉄道や道路による交通ネットワークにより隣接市と連担し、生活行動も含めて密接な関係が築かれています。

そのため、広域的な観点から行われる土地利用の規制・誘導や都市計画事業等については、都市計画区域[※]マスタープランに即しつつ、必要に応じて、国や府、周辺市との連携・調整を図りながら、その取組を推進します。

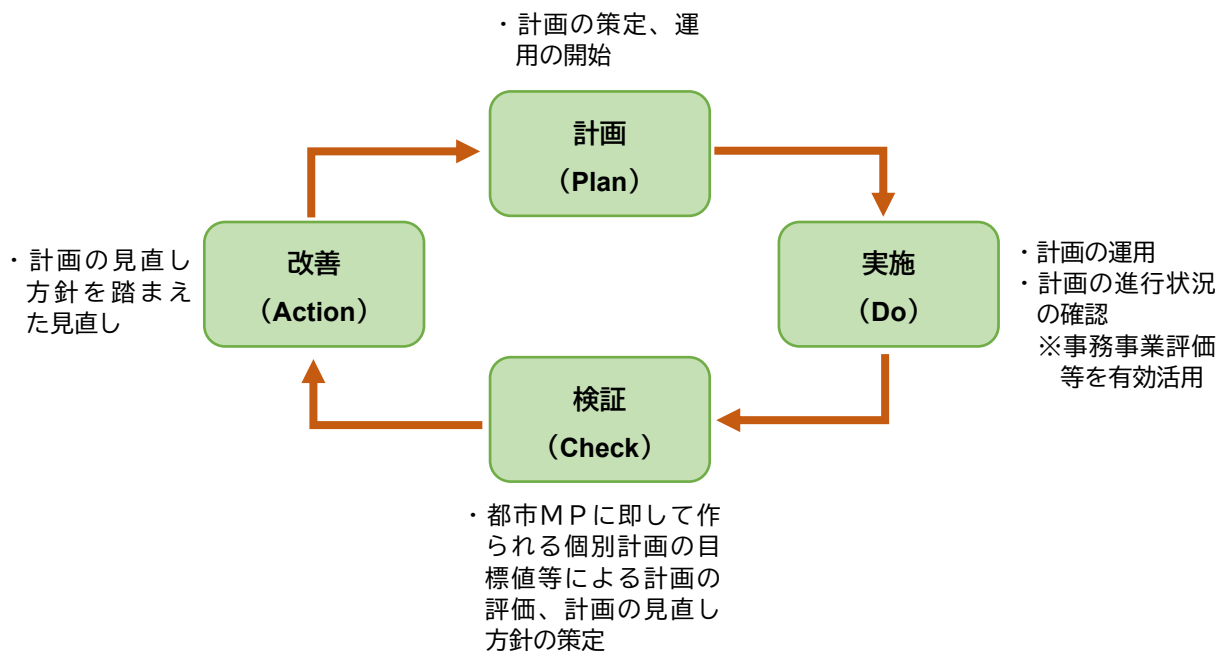
第4節 計画の評価と見直し

都市計画マスタープランは、今後 10 年間の都市づくりの施策・事業等を計画（Plan）したものであり、それに基づき実施（Do）し、その進捗状況等を検証（Check）した上で、次の計画に成果を反映して改善を図る（Action）「PDCA※サイクル」の考え方に基づいて、内部モニタリングや外部モニタリング等を活用し進行管理を行います。

この進行管理の結果とともに、上位関連計画の改定や社会情勢の変化などを踏まえ、概ね 5 年を目途に中間見直しを行います。

とりわけ本市が現在抱える重要事案（例：移転も含めた老朽化した庁舎への対応、市街化調整区域※（寺・向井田）のまちづくり等）については、今後 10 年間に検討内容の深度化が図られる可能性があることから、その状況を慎重に見極めながら、必要に応じて見直し検討を進めます。

PDCA※サイクルのイメージ



検討が進む可能性のある事案（例示）

- 老朽化した庁舎への対応
→都市構造への影響大
- 市街化調整区域※のまちづくり
→都市構造や土地利用方針への影響大

